

議案第 40 号

石岡市消防職員定数条例の全部を改正する条例を制定すること
について

石岡市消防職員定数条例の全部を改正する条例を制定することについて、
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により
議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 21 日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

消防職員の定年の引上げに伴い、当該条例の全部を改正するため。

石岡市消防職員定数条例

石岡市消防職員定数条例（平成17年石岡市条例第170号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第11条第2項の規定に基づき、本市の消防職員（同法第4条第2項第5号に規定する消防職員をいう。以下同じ。）の定数を定めるものとする。

（定数）

第2条 消防職員の定数は150人とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。